

平成二十二年二月十二日受領  
答 弁 第 七 三 号

内閣衆質一七四第七三号

平成二十二年二月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出国会議員の活動に対する内閣官房長官の見解に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出国会議員の活動に対する内閣官房長官の見解に関する再質問に対する答弁書

一について

先の答弁書（平成二十二年二月二日内閣衆質一七四第三三三号）二及び三についてでお答えしたとおりお尋ねのような事実はなく、「右答弁と相反する」との御指摘は当たらない。

二及び三について

国会議員の個々の活動については、政府としてお答えする立場にないが、お尋ねの「国民の誤解を招くような行動」については時々の状況により様々なものが考えられ、個別具体的な事実関係に基づき判断されるべきものであり、一概にお答えすることは困難である。